

フォークリフト運転業務従事者安全衛生講習会のご案内

共催：陸災防三重県支部 桑名労働基準協会

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づき示された安全衛生教育に関する指針によって、事業者はフォークリフトの運転に従事させる者に対して安全衛生教育を行うように努めなければならないとされています。陸災防三重県支部と桑名労働基準協会が共催で標題の講習会を開催します。この機会に受講して頂きますようお願い申し上げます。

開催日時 令和8年 6月19日(金) 9:00~16:00

定員30名に
なり次第〆切

開催場所 ヤマモリ体育館(桑名市体育館)

〒511-0068 桑名市中央町3丁目38番地

※お車でお越しの際は、東側立体駐車場(名鉄協商駐車場)をご利用下さい。

講習費用 8,000円(内消費税727円含む)

内訳:受講料5,910円(内消費税537円含む)・テキスト代2,090円(内消費税190円含む)

対象者 フォークリフト運転の資格を取得後、当該業務に就いて概ね3年経過している方

受講申込み方法 申込書に必要事項を記入し、下記にFAX、郵送またはご持参下さい。講習費用は、現金または銀行振込で納入して下さい。現金書留の場合は、申込書を同封して下さい。

申込先 桑名労働基準協会 〒511-0068 桑名市中央町3-23 桑名シティホテル3F
TEL0594-21-8341 FAX0594-23-7050

振込先:桑名三重信用金庫 本店 普通預金 982280 口座名義人:桑名労働基準協会

◎請求書をご入り用の際は、桑名労働基準協会までお問い合わせください。

講習科目及び時間

科目	時間	範囲
1最近のフォークリフトの特徴	2時間	(1)フォークリフトの構造上の特徴 (2)各種荷役運搬方法の特徴
2フォークリフトの取扱いと保守	2時間	(1)フォークリフトによる作業と安全 (2)フォークリフトの点検・整備
3災害事例及び関係法令	2時間	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項

講習会資料
陸災防発行
『フォークリフト運転業務
従事者安全教育テキスト』
ほか

その他

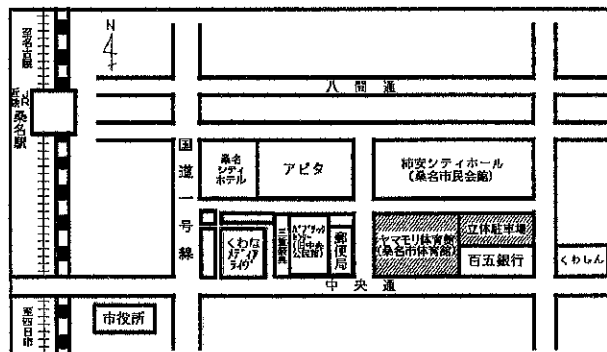
- ◎本講習全科目を修了された方には、『修了証』を交付します。
- ◎受講当日『フォークリフト運転技能講習修了証』を持参下さい。
- ◎既に受講修了された方も、定期的に受講されることをお勧めします。
- ◎今後の従事者講習の予定は、陸災防三重県支部のホームページでご覧頂けます。
申込書のダウンロードも可能です



URL <http://rikusaibo.santokyo.or.jp/>

【会場地図】

- ※会場では、入り口でスリッパに履きかえ、2階の会議室にお越し下さい。
- 車でお越しの方は、体育館東側の立体駐車場(名鉄協商駐車場)に駐車して下さい。
- 立体駐車場をご利用の際は必ず駐車券をお持ちいただき体育館2階の事務所前の無料精算機に通してからお帰り下さい。
- その他ご不明の点は下記へお問い合わせ下さい



桑名労働基準協会 Tel 0594-21-8341
陸災防三重県支部 Tel 059-225-0356